

令和2年12月21日

よくあるご質問と回答

応募資格について

Q1 通常の佐渡市雇用機会拡充事業と併願して応募できると記載されていますが、併願するメリットは何でしょうか。

A1 佐渡市としましては、応募者には以下のメリットがあると考えております。

- ・ビジネスコンテストで入賞ないし本選出場をすれば佐渡市雇用機会拡充事業補助金の審査で大幅な優遇措置ないし加点を受けることができます。
- ・ビジネスコンテストで落選をしても、通常の審査に挑戦できますので、事実上チャンスが2度あることとなります（落選したことは通常の審査でマイナスに判断されることはありません）。
- ・入賞者にはインキュベーションセンター賃料補助などの追加支援策が用意されています。

Q2 「令和3年度佐渡市雇用機会拡充事業補助金第1回公募要領の「複数年度申請」の要件を満たしていること」が必要とありますが、事業期間は5年間でなくても（例えば2年間でも）よいのでしょうか。

A2 複数年申請であれば5年間でなくても構いませんが、審査の加点事由として、「持続的な成長確率の高さ」「事業推進意志の強さ」が評価されますので、その点は各自でご判断ください。

Q3 「佐渡市で開催される「本選プレゼン会」に参加できること」とありますが、本選プレゼン会の参加は従業員でも問題ないでしょうか。

A3 従業員でも構いませんが、審査の加点事由として、「事業推進意志の強さ」が評価されますので、その点は各自でご判断ください。

Q4 「起業後10年未満のアーリーステージのベンチャー企業」というのは、個人事業主の期間も含めてでしょうか。

A4 原則として法人設立後10年未満であれば参加を受け付けます。例えば個人事業主として2年経過後に法人成りをして9年経過していたとしても、本コンテストでは「起業後10年未満のアーリーステージのベンチャー企業」として扱います。

Q5 「令和3年度佐渡市雇用機会拡充事業補助金第1回公募要領を満たし、実際に応募すること」とありますが、このコンテストはビジネスプランのみで参加することはできないのでしょうか。

A5 本コンテストは、令和3年度佐渡市雇用機会拡充事業補助金第1回に応募される方が対象となっています。

その為、ビジネスプランのみで実際に事業を実施するか未定の方は対象外となります。

応募手続きについて

Q1 佐渡市地域振興課との事前協議が必要とありますが、現在東京に住んでおり、新型コロナウイルスの第3波で移動自粛が要請されています。Web会議などで対応いただけませんか。

A1 Web会議による事前協議をご希望の場合にはご相談ください。なお、佐渡市のWeb会議用のリソースが現在非常に混み合っており、ご希望の日時での対応が難しい場合がございます。その場合には佐渡市企業誘致コーディネーターとのWeb会議による事前協議とさせていただく場合がございますのでご了承ください。

Q2 I am not a Japanese citizen. Can I enter the contest? Also, can I use English for the application form and presentation? (日本国籍でなくてもエントリーできますか。また、申請書やプレゼンは英語で良いですか。)

A2 You can enter the contest regardless of nationality. However, the screening process is in Japanese only, so please submit your application and presentation in Japanese. (日本国籍でなくてもエントリーは可能です。しかしながら、審査は日本語のみとなっておりますので、申請書やプレゼンは日本語でお願い致します。)

特典について

Q1 特典にインキュベーションセンター賃料補助とありますが、補助期間、補助額、補助割合はいくらでしょうか。

A1 現在補助期間、補助額、補助割合については現在佐渡市役所内で検討中となります。確定し次第Webサイト並びに本資料にて回答させていただきます。

Q2 インキュベーションセンター賃料補助は本選出場者でも受けられるのでしょうか。例

えば本選には出場したが、入賞しなかった場合でも賃料補助を受けられますか。

A2 インキュベーションセンター賃料補助は入賞者のみに提供されます。

Q3 佐渡市雇用機会拡充事業でも賃料が補助対象に含まれていますが、これとビジネスコンテスト特典であるインキュベーションセンター賃料補助は併用できるという認識で合っていますでしょうか。

A3 佐渡市雇用機会拡充事業の賃料補助とビジネスコンテスト特典であるインキュベーションセンター賃料補助は併用できません。その為、事前に佐渡市雇用機会拡充事業の事業計画で賃料を見込んでいた場合で、ビジネスコンテストに入賞された場合には、どちらかを選んでいただくことになります。

なお、上記の場合でインキュベーションセンター賃料補助を利用される場合には、佐渡市雇用機会拡充事業にて見込んでいた賃料分を他の費目へと変更することができます（「事業計画変更手続」が必要です）。

Q4 NEXT 佐渡による「創業後の各種フォローアップ」とはどのような内容でしょうか。

A4 NEXT 佐渡は、2015年より佐渡市にてスタートアップ支援・企業誘致支援を実施している完全なボランティア集団で、地元の若手経営者、専門家、銀行、支援者などで構成されています。

このNEXT 佐渡のフォローアップは、形式的なものではなく、佐渡島で事業を推進するにあたって発生する具体的なお困りごとに対して、可能な範囲でフォローするというものになります。

Q5 各種ベンチャー支援ファンド等へのマッチングとは具体的にはどのような内容でしょうか。

A5 入賞者のうち希望者に佐渡市に関する各ベンチャーキャピタルへのご紹介などを想定しております。

なお、本ビジネスコンテストに入賞すればファンドからの出資を得られるというわけではなく、各ファンドの条件を満たす必要があります。

審査のポイントについて

Q1 審査のポイントは抽象的ですが、具体的な審査基準は公開されないということでしょうか。

A1 はい、審査の具体的な基準は公開されません。

Q2 他のビジネスコンテストでは審査員を公開しているところもあると思いますが、審査員を知ることはできないのでしょうか。

A2 審査員は現在選定・依頼中です。

審査員については、12月中を目途にWebサイトで公開をする予定です。

スケジュールについて

Q1 入賞者は「審査会プレゼン免除」とありますが、他に何か手続きが必要でしょうか。

A1 入賞者の手続きは当日佐渡市の担当者よりご説明させていただきます。

Q2 コンテスト本選落選者は審査会のプレゼンに参加する必要があるという理解で合っていますか。

A2 はい、その認識で合っています。コンテスト本選落選者は通常の審査会プレゼンが必要となります（ただし、加点されます）。

Q3 コンテスト本選落選者に与えられる加点とはどの程度でしょうか。ほぼ採択されるくらいの加点という捉え方をしてもよいのでしょうか。

A3 加点の内容については審査基準が推測されてしまう為公開されません。「ほぼ採択されるくらい」と言い切ることはできません。「有利になる程度の加点」という回答になります。

お問合せ先

佐渡市地域振興課 商工・雇用推進室（第2庁舎）

TEL :0259-63-4152

※本資料は適宜更新されますので、常に最新の情報をご確認ください。